

ひとり親の 家の人は 困っていることを 0円で 弁護士に 聞くことができます

いつ:①5、7、9、11、1、3月の 第2水曜日(=その月の 2回目の 水曜日)

②4、6、10、12、2月の 第3土曜日

午後1時から午後5時まで(時間は①と②同じです)

※1人 30分間 弁護士と 話すことができます。



ばしょ:①水の森ビル3階(駿河区南町)

②県総合社会福祉会館(葵区駿府町)

聞くことができること:子どもを 育てるためのお金について、どちらの親が 子どもを育てる
か など

聞くことができる人:ひとり親の人、子どもがいて 離婚を 考えている人

問合せ 申込みは ひとり親サポートセンターに 電話してください。Tel254-1191

担当 子ども家庭課 Tel354-2651



しずおかしこくさいこうりゅうか 静岡市国際交流課が やさしい日本語にしました